

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

中哲合同会社	東京都足立区竹の塚 1-40-15 庄栄ビル 5階
--------	---------------------------

2. 指名停止措置期間

令和7年4月4日～令和7年7月3日（3か月間）

3. 指名停止措置の範囲

参議院所管の物品・役務の発注、契約

4. 事実概要

同社は、令和6年12月18日付「参議院見学ガイド（中高生用）外1件印刷製造」請負契約において、履行期限を超過して納品を行った上、半数以上を仕様書に合致しない内容で納品し、その後も当該部分について完全な履行を行う見込みがなかったため、契約の一部解除に至った。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院における物品の製造等の契約に係る指名停止等措置要領（平成26年7月2日議長決定）別表第14号に掲げる措置要件に該当する。

（別表「措置基準」）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 14 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内